

監 査 要 綱

日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

監 査 要 綱

(目 的)

第1条 この要綱は、日進赤池箕ノ手土地区画整理組合の定款第14条第2項の規定により、監事がこの組合の業務の執行及び財産の状況を監査するため必要な事項を定めることを目的とする。

(監査区分)

第2条 監査は、事業年度毎に定期監査及び臨時監査と分けて行う。

2 定期監査は、毎事業年度の11月及び7月（前年度分）の2回とし、臨時監査は、必要に応じ、その都度監査項目を定めて行うものとする。

(監査項目)

第3条 監査事務は、次の項目に分けて行う。

- 一 金銭、物品の出納に関する事項
- 二 工事、委託の入札及びその執行に関する事項
- 三 補償金の決定及びその執行に関する事項
- 四 保留地の決定及びその処分に関する事項
- 五 文書、財産の管理及びその処分に関する事項
- 六 その他特に監査項目を定めた事項

(代表監事)

第4条 代表監事は、監事のうちから選任する。

(報告及び意見)

第5条 監事は、第3条の監査項目について監査した結果を理事会及び次回の総代会に報告するとともに、意見を述べなければならない。

(意見書の添付)

第6条 監事は、理事が総代会に提出し、その承認を求める毎事業年度の事業報告書、収支決算書及び財産目録に意見書を添付しなければならない。

(公表の方法)

第7条 代表監事は、第5条の規定による報告及び意見の公表並びに前条の意見書の作成を行うものとする。

(総代会の召集)

第8条 監事は、組合の業務の執行及び財産の状況について、監査の結果、不正があると認めるときは、総代会を招集し、その旨を報告しなければならない。

2 監事は、前項の総代会を招集しようとするときは、連署し、あらかじめ理事長に通知しなければならない。

(委任事項)

第9条 この要綱に規定するもののほか、監査について必要な事項は、監事が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年3月28日から施行し、平成22年3月12日から適用する。